

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年4月23日(2009.4.23)

【公開番号】特開2008-246901(P2008-246901A)

【公開日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【年通号数】公開・登録公報2008-041

【出願番号】特願2007-92119(P2007-92119)

【国際特許分類】

B 2 8 B 21/30 (2006.01)

B 2 8 C 7/12 (2006.01)

C 0 4 B 28/02 (2006.01)

C 0 4 B 18/16 (2006.01)

【F I】

B 2 8 B 21/30

B 2 8 C 7/12

C 0 4 B 28/02

C 0 4 B 18/16

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月6日(2009.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遠心力により分離されたノロをコンクリートの練り混ぜ水として使用することを特徴とするコンクリート製品の製造方法。

【請求項2】

濃度管理されたノロであることを特徴とする請求項1記載のコンクリート製品の製造方法。

【請求項3】

ガンマ線透過型密度計を用いて濃度管理されたノロであることを特徴とする請求項2記載のコンクリート製品の製造方法。

【請求項4】

遠心成形によって製造されることを特徴とする請求項1、請求項2、及び請求項3のいずれか一つに記載のコンクリート製品の製造方法。

【請求項5】

請求項1～請求項4のいずれか一つに記載の製造方法によって製造されたことを特徴とするコンクリート製品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

即ち、本発明の第一の発明は、遠心力により分離されたノロをコンクリートの練り混ぜ水として使用することを特徴とするコンクリート製品の製造方法である。

第二の発明は、濃度管理されたノロであることを特徴とする第一の発明に記載のコンクリート製品の製造方法である。

第三の発明は、ガンマ線透過型密度計を用いて濃度管理されたノロであることを特徴とする第二の発明に記載のコンクリート製品の製造方法である。

第四の発明は、遠心成形によって製造されることを特徴とする第一の発明、第二の発明、及び第三の発明のいずれか一つに記載のコンクリート製品の製造方法である。

第五の発明は、第一の発明～第四の発明のいずれか一つに記載の製造方法によって製造されたことを特徴とするコンクリート製品である。